

平成 22 年度千歳市予算編成方針

1 日本経済と国の動向

日本経済は、平成 21 年度において、当面、雇用情勢が悪化傾向で推移するものの、海外経済の改善などを背景に、景気の持ち直し傾向が続くことが期待される一方、雇用情勢の一層の悪化や海外景気の下振れ懸念、金融資本市場の変動の影響など、景気を下押しするリスクが存在することに留意する必要があるとされております。

また、北海道の景気については、公共投資は持ち直しているほか、個人消費も持ち直しの動きがみられるものの、住宅投資、輸出は大幅な減少が続いているほか、設備投資も大幅に減少している中で、生産は一部に持ち直しの動きが見られるが、雇用・所得環境は依然として厳しい状況が続いております。

国の財政状況については、平成 21 年度予算でも公債依存度が 43.0%にも及び、国・地方を合わせた長期債務残高は本年度末においては 816 兆円となり、GDP 比では 168%に達すると見込まれ、更に税収減等から深刻化する見通しであるなど、極めて深刻な状況であります。

このような中、国は、平成 22 年度予算にあたっては、「経済財政改革の基本方針 2009（平成 21 年 6 月 23 日閣議決定）」などを踏まえ、無駄の排除など歳出改革を継続しつつ、安心・安全を確保するために社会保障の必要な修復をするなど、安心と活力の両立を目指して経済社会状況への必要な対応を行うこととされておりましたが、8 月 30 日に執行された第 45 回衆議院議員総選挙により政権交代がなされ、平成 22 年度予算編成については、それまでの概算要求基準を廃止し、10 月 15 日に三党連立政権合意書を含む民主党マニフェストを踏まえた概算要求がなされたところであり、今後、マニフェストに掲げられた政策の具体的な予算措置など国の動きに注視しなければならぬ状況となっております。

2 地方財政を取り巻く環境

三党連立政権合意・民主党マニフェストに基づいた、平成 22 年度予算の概算要求における総務省の地方財政収支見通しの仮試算では、本年度よりも 4 千億円増の 8 兆 2 兆 9 千億円が見込まれたところであります。

このうち歳入については、臨時財政対策債は 1 兆 3 千億円（24.9%）、地方交付税は 1 兆 1 千億円（7.0%）の増となる一方で、地方税では 2 兆円（5.4%）と大幅な減を見込んでおりますが、地方交付税の増額につきましては、事項要求として要求されていることなど、今後の国の予算査定の変動などを注視していかなければならぬ状況であり、引き続き、厳しい財政運営は避けられない状況にあります。

一方、地方歳出については、給与関係経費では 8 千億円（3.7%）の減となっておりますが、一般行政経費では補助分で 2 千億円、1.1%の増、単独分では 1 兆 5 千億円、11.1%の増となっております。また、投資的経費では、単独が前年度増減なしとなっておりますが、直轄・補助は 5.0%と大幅な減とされています。

また、民主党マニフェストに掲げられた「自動車関係諸税の暫定税率の廃止」については、暫定税率廃止に伴う地方の減収分は、政府税制調査会の結論を踏まえて、適切な補てん措置を講じるこ

とが求められており、「一括交付金」については、その後の新たな財政調整制度の創設の検討に応じ、3年間に必要調整を行うこととされるなど、地方財政を取り巻く情勢は、大きな転換期を迎えようとしております。

地方分権改革につきましては、「地方分権改革推進法」に基づき、「地方分権改革推進委員会」が設置され、同委員会は、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向けた検討を行っており、これまで3度の勧告が行われ、第4次勧告に向け、議論が進められておりますが、新政権下においては、それに代わる「地域主権局」の設置や、「地域主権」の方向性、改革の工程表などを盛り込んだ分権の基本法案の国会提出が検討されるなど、今後の動きを見守る必要があります。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成20年度決算に係る「健全化判断比率」(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)を公表し、地方自治体の財政の健全性を明らかにするほか、平成18年8月に総務省から示された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に基づき、「地方公会計改革」として、普通会計の財務4表と公営企業、土地開発公社、外郭団体、第3セクターなどとの連結財務4表の公表が義務づけられるなど、財政情報等の公開の徹底、住民自治による財政規律の確保などがより一層求められております。

3 千歳市の財政状況

当市の財政状況については、平成22年度の歳入では、地方交付税については、国の平成22年度概算要求において前年度比7.0%の増となっているものの、企業業績の悪化に伴う法人市民税の減や公務員など給与所得者の収入減による市民税の減など市税収入の大幅な減が見込まれ、各種譲与税や交付金の伸びも期待できないなど、極めて厳しい状況となっております。

一方、歳出では、オフィスアルカディア中核施設用地取得事業、下水道事業繰出金、千歳市議会議員選挙執行経費などで減少が見込まれるものの、生活保護事業費、自立支援給付事業費、幼稚園就園奨励費のほか、国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金などの繰出金、高齢化等の進展による医療費をはじめとする社会保障関係費や、公債費などの義務的経費の増加に加え、各種公共施設の維持補修費や特別会計などに対する繰出金の増加などが見込まれ、依然厳しい環境におかれています。

平成17年度から平成21年度を対策期間とした「財政健全化対策」による取組により、5年間で想定されていた収支不足は、ほぼ解消できる見込みですが、今後は、少子高齢化の進展などにより、税収などの減収、社会保障費の増加や公共施設の更新・修繕費の増加などが見込まれることから、平成22年度以降の財政運営については、「千歳市財政標準化計画」を策定し、財政健全化対策により改善された収支バランスを維持しながら、地方債残高を計画的に抑制し、将来世代への負担を軽減するなど、今後も、現状のサービス水準を維持・継続することを目指して、強固で持続可能な財政基盤を確立していく必要があります。

中長期財政収支見通しでは、今後も毎年度4億円あまりの歳出削減が必要な状況であり、地方交付税が減少傾向にあることや、政権交代に伴う新たな財政調整制度の創設の検討など、今後の国の動向によっては、さらに収支の不足が拡大することが懸念されています。

また、公共施設の維持補修や更新、耐震化などの経費については、各施設の更新時期などが到来

してきている状況から年々増大してきており、優先度や経費の平準化などの課題もあります。

4 予算編成の基本的な考え方

平成22年度予算の編成にあたっては、現在の少子高齢化・人口減少社会への対応や、厳しい景気・雇用情勢への対応、自衛隊削減問題など直面する課題解決とともに、本格的な地方分権の時代に向け、これまでの行財政構造改革を着実に推進し、自主・自立の行政運営と安定した財政基盤の構築を図りながら、本市が有する「特性・優位性・可能性」を踏まえた個性あるまちづくりを目標とします。

この実施にあたっては、計画期間の最終年度となる新長期総合計画「21 千歳きらめきプラン」の着実な推進をはかるとともに、「安心」と「活力」の2つを柱に「市民力とまちの特性を生かし、幸せを実感できるまち」の実現に向けて、次により編成することとします。

記

1 予算は、10年次目となる新長期総合計画に沿ったまちづくりと、「市民力とまちの特性を生かし、幸せを実感できるまち」の実現に向け、創意工夫を重ね、次の主要施策の実現に向け取り組むこと。

- (1) 心がかよい幸せ感じる都市づくり
- (2) 安全で人と地球にやさしい都市づくり
- (3) 学びあい心ふれあう都市づくり
- (4) 魅力と活力あふれる都市づくり
- (5) 参加と連携による都市づくり

特に、重点的に次の施策の実現に向け取り組むこと(実施期間:平成20年度から平成22年度)。

- 安心 (1) 子育て・教育
(2) 安全・防災
(3) 環境
- 活力 (4) 人材の育成
(5) 企業誘致
(6) 観光振興

2 予算は、経済の動向、制度の改正などを見きわめながら、確実に見込み得る財源をもって編成すること。

3 歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成21年度の決算見込み、国の概算要求、制度改正及び社会経済の動向等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大若しくは過少見積りとならないよう十分留意すること。

多額の収入未済額を抱える歳入については、「千歳市金銭債権に関する滞納整理事務実施要綱」などにより具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に最大限の努力を傾注すること。

4 政権交代などにより、国の予算及び地方財政計画が未定であるため、制度の新設・改正が確実なものを除き、当初の予算要求時については、現行制度により編成すること。

この対応にあたっては、国・道等の動向に十分留意するとともに、関係機関との連携を密にし、情報収集に努め、遅くとも12月中には、適正な予算編成に努めること。

また、国の制度等に基づくもの又は準ずる制度等については、国等の動向を的確に把握し、国の措置等に合わせ、適時見直し・改正等を行うこと。

権限移譲については、財源移譲が伴うことを必ず確認すること。

5 財政の健全性に十分配慮することとし、財源の拡充確保に最大限努力するとともに、行政全般にわたり節減合理化に徹し、事務事業の廃止・縮小も考慮した簡素・効率化を図り、施策の緊急度・優先度の厳しい選択を行い、財源の有効的活用に努めること。

6 「財政標準化計画」に基づき、平成22年度においては当初予算における財政調整基金からの繰入を4億円とし、予算の重点化を図るなどメリハリある予算とする。

この達成に向け、

- (1) 市長公約（マニフェスト）の着実な推進・実施
- (2) 重点施策の推進
- (3) 新規事業の抑制（緊急性のあるものを除く。）
- (4) 内部管理経費の抜本的見直しによる徹底した削減
- (5) 全事業（補助・単独）の見直し
- (6) 地方債発行額の抑制
- (7) 投資的経費の抑制
- (8) 国の制度改正などに合わせた社会保障制度等の取組み（安定した制度設計等の確立）
- (9) 基地周辺に係る障害防止対策等の推進

を基本とする。

このような方針のもとに、ローリング事業費を除く経常的経費、臨時的経費等については、各部局において、次に掲げるものを除き平成21年度当初予算の一般財源総額以下とし、臨時的経費についても、緊急性等を勘案し真に必要なものを厳選すること（ゼロシーリング）。

- (1) 人件費（臨時的任用職員は含まない。）、公債費及び扶助費
- (2) 平成21年度で終了する経費（リース料、臨時的修繕等を含む。）
- (3) 債務負担行為等により当該年度の支出額が確定しているもの
- (4) 新たに予定している事業のうち一般財源が500万円以上の臨時的経費等
- (5) 予備費及び過年度税等還付金

また、広告料収入の確保については、引き続き積極的に取り組むものとし、「広告事業導入基本方針」による広告事業の取組みにより生じた広告料収入は、部局ごとの一般財源に上乗せできるものとする。

7 投資的経費については、新長期総合計画の実施計画との整合性に配慮して事業を選択するとともに

に、緊急性・市民要望・投資効果等を勘案し、再編交付金、調整交付金の活用、補助・起債等財源の見通しを十分検討のうえ、厳選すること。

特に、ローリング事業にあつては、当該事業に伴う一般財源額の範囲は「財政標準化計画」に掲げた5億円とすること。

また、「土地開発公社の経営健全化計画」との整合性などに留意すること。

8 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」での健全化判断比率の改善に向け、公債費の抑制などに努めることとし、地方債発行額については、臨時財政対策債等特例債を含め、平成22年度償還予定の公債費の元金償還額を上限とする。

9 行政改革については、行政改革推進本部での決定事項等を着実に予算に反映すること。

また、行政評価による事務事業評価の結果などにより改善が必要とされた事業等については、予算措置等も踏まえ、適切に見直しを図ること。

10 「公益法人見直し方針」の趣旨を勘案し、適切に見直しを図ること。

11 「みんなで進める千歳のまちづくり条例」施行に伴い、市民・団体との連携や企業の活力の活用等による相乗効果の検証、協働可能な事業の模索などに積極的に取り組むこと。

この場合、ボランティア保険など当該活動に伴う必要な措置を行うこと。

また、他の自治体や民間との連携・協働についても、積極的に検討すること。

12 財政健全化対策による全体的な補助金等の見直しについては、実施を見送ってきているが、現状の補助金等についても、前年度実績を安易に計上することなく、市民説明や情報開示ができるよう、規則、要綱、要領の制定などにより、補助の目的、補助対象経費などの明確化を図るなど、適切な対処をすること。

13 公共施設の維持補修費等については、「公共施設更新・改修等計画」等により、統廃合を含めた当該施設の今後のあり方、建替え時期等を十分検討し、再編交付金、リニューアル事業などの財源確保を図ること。

14 平成22年度で終了する「公共施設の指定管理者に係る協定」に係る平成23年度からの債務負担行為の設定は、設定期間の検証などを行った上で、当初予算で措置すること。

15 財政健全化対策期間において「凍結」とした事務事業については、単純に健全化対策期間終了をもって凍結解除とはせず、当該事業の必要性、緊急性、社会経済状況の変化などを改めて検証のうえ、廃止・縮減を含め当該事務事業のあり方を検討すること。

16 予算編成事務の具体的事項については、「平成22年度予算編成事務要領」によるものとする。

千歳市財政標準化計画（案）

財政標準化計画の趣旨

少子高齢化の進展などにより、税収などの減収、社会保障費の増加や公共施設の更新・修繕費の増加などが見込まれることから、平成22年度以降の財政運営については、財政健全化対策により改善された収支バランスを維持しながら、地方債残高を計画的に抑制し、将来世代への負担を軽減するなど、今後も、現状のサービス水準を維持・継続すること目指し、長期的な視点に立って財政運営の目指すべき目標像を掲げ、強固で持続可能な財政基盤を確立する。

財政標準化計画の目標

1 収支バランスの維持

当初予算の収支不足（財政調整基金繰入）の水準 4億円

ローリング事業費一般財源枠 5億円

2 債務改革

地方債発行額の抑制（上限額の設定）

・平成22年度・23年度 当該年度の公債費の元金償還額

・平成24年度～26年度 25億円

・平成27年度～32年度 20億円

中長期財政収支見通し（平成21年度版）

・中期目標期間：平成22年度から平成26年度まで

・長期目標期間：平成27年度から平成32年度まで

・推計の前提条件：地方交付税等が平成21年度水準とした場合

【財政収支見通し：一般財源】

（単位：百万円）

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
歳入一般財源	21,816	21,979	21,849	21,888	21,925	21,680	21,727	21,719	21,626	21,651	21,659
歳出一般財源	22,975	23,384	23,226	23,229	22,918	23,279	23,108	23,106	23,162	23,300	23,434
差引	-1,159	-1,405	-1,377	-1,341	-993	-1,599	-1,381	-1,387	-1,535	-1,649	-1,775
再編・調交充当	226	226	226	196	168	140	112				
公共・退職基金	161	365	248	184		236					
地方債制効果	0	29	44	60	154	227	277	315	347	411	483
財調基金充当	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400	400
内部経費削減額	373	385	460	501	272	596	593	672	788	838	892

平成 2 2 年度千歳市予算編成事務要領

予算の編成事務は、次の事項に留意して行うこと。

なお、経常的経費及び臨時的経費については、一般財源の枠配分方式により行うが、一般財源が 5 0 0 万円以上の臨時的経費については、積み上げ方式で行う。

ローリング事業については、「新長期総合計画」における実施計画のローリングをもとに、実施予定事業項目の指示による積み上げ方式により編成するものとする。

1 歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては、市財政が厳しい状況にあることから、その確保に最大限努力するものとし、法令その他の根拠に基づき、正確な積算基礎により確実な見込み額を計上すること。

(1) 市 税

国の税制改正、経済の動向等を勘案の上、積算することとし、課税客体の完全捕捉、納税に関する督促指導や滞納処分の強化などを図り、収納率向上に最大の努力をすること。

(2) 地方譲与税、地方交付税、地方消費税などの交付金

国の地方財源対策及び制度改正の方向などを十分勘案の上、積算すること。

(3) 分担金及び負担金

事業の性格、受益の内容等を十分検討の上、負担の適正化に努め的確に積算すること。

(4) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に基づき、住民間の負担の公平、社会経済情勢の推移等を考慮し、見直しを行うとともに算定基準を検討するなど、常に適正な単価を設定し的確な積算をすること。

ただし、平成 1 8 年度に「使用料等受益者負担の見直しの方針」により見直しを実施したものは除くこと。

また、平成 2 0 年度決算において予算額との乖離が著しいもの（平成 2 1 年度予算も同じ。）については、その原因等を分析し、適正な見積り・積算に努めること。

(5) 国・道支出金

国・道補助金の見直し等の動向に十分留意の上、関係機関との連絡を密にしながら的確な積算を行うこと。また、基地所在に係る関係財源については、引き続き拡充確保に努めること。

(6) 財産収入

未利用となっている市有地の有効活用を図るとともに、今後において公的利用計画のない土地については、早期処分に努めること。

また、工業団地、住宅団地等の土地売払いについては、なお一層の販売促進活動に努めること。

(7) 市 債

国の地方債計画、同意基準、事業の適債性及び充当率を考慮し、将来の財政運営への影響を十分踏まえた中で、安易に財源を起債に求めることのないよう慎重に検討の上、計上すること。

特に、現在策定を進めている「千歳市財政標準化計画」においては、平成22年度の地方債発行額の上限を当該年度の公債費の元金償還額としていることに十分留意し、起債額の抑制に努めるとともに、後年次の地方交付税措置等を勘案して対象事業の選択を行うこと。また、実施計画のローリング事業に係る地方債措置に当たっては、対象事業の適否や充当額などについて、あらかじめ財政課と協議の上、措置すること。

2 歳出に関する事項

現下の厳しい財政状況を勘案し、人件費等の抑制や内部管理経費等の見直しを徹底すること。

ローリング事業を除く経常的経費及び臨時的経費については、各部局において、予算編成方針に定めた部局別枠配分方式による要求とし、新規事業にあつては、行政評価（事前評価）を基に事業の必要性、緊急性等を十分検討すること。また、既往の予算にとらわれることなく全事務事業について、ゼロベースからの検討・見直しを図ることとし、一般財源の増加を招くことのないよう留意すること。

(1) 報 酬

第1・2種非常勤職員は「非常勤職員等の報酬表・臨時的任用職員の賃金表」（以下単に「賃金表」という。）により計上すること。また、厳格な職員配置により抑制に努めること。

(2) 共済費

第1・2種非常勤職員及び臨時職員を任用する場合は、賃金表による保険料を計上すること。

(3) 賃 金

日額は、賃金表により計上すること。任用に当たっては、業務量及び業務内容を精査し、前年度実績によることなく人員の削減を含めた全面的な見直しを行い、真に必要な場合に限り、最小限の人数を計上すること。また、雇用期間は6か月以内とすること。

(4) 旅 費

業務の必要性、効果を十分検討し、日程・回数・人数等を必要最小限にとどめ、前年度実績によるなど安易な計上は厳に慎むこと。

また、同一業務に係る会議等への出張は、やむを得ない場合を除き1名とすること。

なお、各種審議会、委員会等の道外視察、道外研修及び職員の海外研修は、凍結を継続する。

(5) 報償費

附属機関以外の私的諮問機関（その他の会議）の委員等に係る謝礼については、「附属機関等の設置及び運営等に関する指針（ガイドライン）」に基づき原則無報酬とし、謝礼等の計上は行わないこと。

また、役務の提供や施設の利用、市政に対する協力が特にあつた者への謝意などに係る金品等の経費については、説明責任を果たすため、それぞれの積算根拠等を明らかにすること。

(6) 交際費

行政執行上、真に必要な場合に限り、節度ある範囲で厳選して計上すること。執行に当たっては目的を明確にし、人数、経費等を必要最小限にとどめるとともに、支出基準の見直しにより削減を図ること。また、国、道等との官官に係る執行は基本的に認めない。官官の範囲は、国（地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び会社等を含む。）及び地方公共団体（地方行政独立法人を含む。）とする。

(7) 需用費

ア 式典等に係る記念品は廃止とする。

イ 消耗品費、印刷製本費については、死蔵事務用品の活用やペーパーレス化などさらに徹底した節減に努めること。

特に、庁用資料等の作成に当たっては必要最小限とし、コピー費の節減や単価の見直しに努め、印刷についても外部印刷物の部数の見直しや庁内印刷の有効利用を図ること。

新聞・雑誌・追録等の購読は見直しを行い、経費の節減を図ること。

毎年、隔年発行の広報誌、機関誌等については、発行頻度等を再検討すること。

ウ 光熱水費については現行料金によることとし、節減を図り効率的な使用に努めること。

エ 燃料費については次の単価（税込み）により計上すること。なお、単価は原油価格の情勢を踏まえた予算単価としているが、今後の原油価格の動向、12月分の単価契約の状況等により見直す場合があるので留意すること。

(ア) ガソリン 140.700 円/ℓ

(イ) 軽油 120.195 円/ℓ

(ウ) 重油 4ℓ未満 79.800 円/ℓ

4ℓ以上 77.700 円/ℓ

(エ) 白灯油 80.850 円/ℓ

1 重油については発注量により単価が異なるので十分留意すること。

2 暖房等の効率化、節減に対する改善目標を立てるなど、更なる省エネルギー化を徹底すること。

オ 食糧費については行政事務上、真に必要な場合に限り節度ある範囲で厳選して計上すること。

執行に当たっては目的を明確にし、人数、経費等を必要最小限にとどめ節減に努めること。

また、国及び道等との官官に係る執行は基本的に認めない。官官の範囲は(6)の交際費で示した範囲とする。なお、各種会合後の飲食を伴う懇談会の廃止を徹底すること。

(8) 役務費

各種団体等の郵便料などは、団体の独自財源を活用すること。

また、保険料については、行政目的に係るボランティア活動などに対し、ボランティア保険への加入など必要な予算措置を講ずること。

(9) 委託料

業務内容（日数、回数の減等）・項目を抜本的に見直し、業務に支障のきたさない最小経費による効率化に努め、改定率は見込まないで計上すること。また、小規模施設等の設計業務の直営化

の徹底を図るとともに、指定管理者制度の移行後のモニターの徹底などにより市民サービスや施設管理運営の状況などを検証すること。そのほか、引き続き、地域住民やボランティア等の活用などを図ること。

(10) 使用料及び賃借料

会議等の会場使用については市有施設の利用を徹底し、車の借上げ等はその必要性を十分考慮し、節減に努めるとともに、公用自転車の積極的な活用を図ること。

また、高速道路の使用は自粛し、時間や交通状況等により真に必要な場合の利用とし、特定目的以外のタクシー利用については廃止する。

(11) 備品購入費

事務用・庁用備品については、行政管理課と協議すること。

その他の備品は、用途・頻度等を熟慮の上、必要最小限のみ臨時費で計上すること。

(12) 負担金・補助及び交付金

前年度実績を安易に計上することなく、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査し、整理合理化を図り、補助金等の新設は極力抑制すること。

外郭団体等にあつては、公益法人制度改革などの動向を踏まえ、経営改善の促進を図り、補助金、委託料等の抑制を図るとともに、その公益性の確保などに向けた指導・助言等を行うこと。外郭団体等の退職者補充については、社会的な動向などを勘案し、原則として正職員の採用等は認めないこと。また、協議会等の脱会など負担金、補助及び交付金の抜本的な見直しを図ること。

(13) 扶助費

国の制度の動向などの把握に努め、特に、対象人数の積算に当たっては、市全体の一般財源の配分に大きく影響することから過大に見積ることなく、十分内容を精査すること。

(14) 職員費

義務的経費の抑制に努めなければならない状況から、厳格な職員配置により抑制に努めるとし、給与改定の留保財源は見込まないこと。また、時間外手当は本俸総額の5%以内の計上とし、管理職手当の15%の削減、派遣職員の計画的削減、再任用制度の一時凍結、組織の統廃合を継続するとともに、業務の見直し・効率化の推進をはじめ民間活用等も含めた執行体制の見直しなどにより職員補充は最低限とするなど総人件費の縮減に努めること。

なお、平成14年度から雇用対策の一環として実施しているワークシェアリングについては、障がいのある人の雇用枠を確保し、関係部署との調整を図る。

(15) 維持補修費

公共施設等については、常に点検を行い適切な機能の維持に努めるとともに、補修が必要なものについては、効用を発揮する上で必要最小限のものに限り計上すること。

また、「公共施設更新・改修等計画」については、ヒアリング時に必ず提出すること。

(16) その他

全職員は経営者意識を持ちながら、平成23年度予算編成に向けて、歳入の確保対策、義務的経費（人件費等）の抑制策の検討、裁量的経費の見直し（外郭団体補助金、特別会計など）、投資的経費の抑制に係る見直しを検討し、平成22年度予算においてあらかじめ必要な措置等を講ずること。

なお、予算編成前に取りまとめを行った「平成22年度予算要求額調書」の事業毎における一般財源額を超える要求は、認めない。

3 特別会計・企業会計

特別会計及び企業会計においても、一般会計と同一の基調により経費の節減に努めることとし、事業経営の合理化を図り、収入の確保及び経費負担の項目、算定方法の見直し等により独立採算性の確保に努め、経営の健全化をなお一層推進すること。

4 予算要求の入力、提出期限等について

「財務会計システム」への予算要求の入力作業に当たっては、入力漏れがないよう十分留意し、「当初歳出予算要求書」の「事業内容」及び「効果」欄については、今後の情報公開も視野に入れ、具体的に入力すること。特に、新規の事務事業等がある場合は、入力作業前に必ず財政課と協議の上、理事者の意思決定を仰ぐこと。

(1) 経常的経費、臨時的経費（ローリング事業費を除く。）

提出期限 平成21年10月30日（金）（入力期限：10月29日（木））

債務負担行為がある場合は、「債務負担行為見積書」を1部提出すること。なお、平成22年度で終了する「指定管理に係る協定」に係る平成23年度からの「債務負担行為見積書」の提出期限については、12月1日（火）までとする（理由書・予算積算内訳等の資料添付）。

(2) 特別会計

ア 提出期限 平成21年11月5日（木）（入力期限：11月5日（木））

土地取得事業、公設地方卸売市場事業及び霊園事業

イ 提出期限 平成21年12月18日（金）（入力期限：12月18日（金））

国民健康保険、老人保健、介護保険及び後期高齢者医療

(3) ローリング事業費

提出期限 平成22年1月6日（水）（入力期限：1月6日（水））

ヒアリング 平成22年1月7日（木）から1月14日（木）まで（予定）

特別会計及び企業会計のうち一般会計からの繰出金がある場合は、一般会計繰出金のみ10月29日（木）までに入力すること。

(4) その他

この要領によるもののほか、予算編成に必要な事項等については、必要な都度、財政課から通知するものとする。